

本院での超急性期血栓溶解療法に関して

－同意を待たずに tPA 治療を行うことがあります－

脳梗塞を発症してからまだ間もない時（超急性期）には、血管に詰まったもの（血栓）を tPA という薬で溶かすことにより、脳梗塞の進行を抑えたり、また劇的に症状が改善したりする可能性があります。tPA 治療は、早ければ早いほど治療効果が期待できます。しかし、tPA は血栓を溶かす作用が強いため、出血などの副作用を生じる危険性があり、発症後 4.5 時間を過ぎれば使用できません。

このため、日本脳卒中学会では、tPA を安全に使用するための厳格なチェックリストを作っており、当院でもこのチェックリストを使用して迅速に適応を決定しています。このチェックにより「適応あり」・「慎重投与」・「適応なし」のいずれかに判定します。

1) 「適応あり」の場合、ご本人あるいは代諾者の方に治療のメリット・デメリットを説明し、同意を得て治療を行うことを原則としていますが、ご本人が十分ご理解できなく（意識障害や認知症などにより）、かつ、代諾者がすぐに見つからない場合があります。このような場合は、同意を待つことなしに tPA を使用することがあります。

2) 「慎重投与」の場合、治療チームで tPA 治療したほうがよいか再度検討します。使用したほうがよいと判定した場合は、ご本人あるいは代諾者の方の同意を得て tPA を使用します。この場合も、ご本人が十分ご理解できなく、かつ、代諾者がすぐに見つからないことがあります。そのような場合には、医療チームで再度合議し、「tPA を使用することが、使用しない場合よりも明らかにメリットが大きい」と判断された場合に限り、同意を待つことなしに tPA を使用することがあります。

3) 「適応なし」の場合、tPA 治療は行いません。

※以上は、静注血栓溶解(rt-PA)療法適正治療指針 第三版（2019年3月 日本脳卒中学会）に則ったものです。

脳神経外科・神経内科